

令和9年度（2027年度） 甲賀市立認定こども園（短時部・1号認定） 入園申込案内



○甲賀市立認定こども園（短時部・1号認定）

園名	所在地・電話番号	定員
土山こども園	土山町南土山甲 417 番地 ☎ 66-0165	3歳児 … 5人 4歳児 … 5人 5歳児 … 5人
大原こども園	甲賀町大久保 952 番地 ☎ 88-3268	3歳児 … 5人 4歳児 … 5人 5歳児 … 5人
油日こども園	甲賀町上野 1320 番地 ☎ 88-2369	3歳児 … 5人 4歳児 … 5人 5歳児 … 5人
信楽こども園	信楽町江田 969 番地 ☎ 82-0427	3歳児 … 5人 4歳児 … 5人 5歳児 … 5人

※ 認定こども園は、幼稚園機能と保育所機能を併せ持ち、同じ教室で教育・保育が受けられる施設です。

〈問い合わせ先〉 甲賀市水口町水口 6053 番地 甲賀市こども政策部 保育幼稚園課
電話：0748-69-2180 FAX:0748-69-2298

1. 入園申込について

- 入園予定月の初日に市内に住民登録（保護者と園児）がないと入園できません。
- 下記のとおり申し込んでください。

【入園願書受付期間】 令和8年9月7日（月）～9月9日（水）

【入園願書受付場所】 入園を希望する園

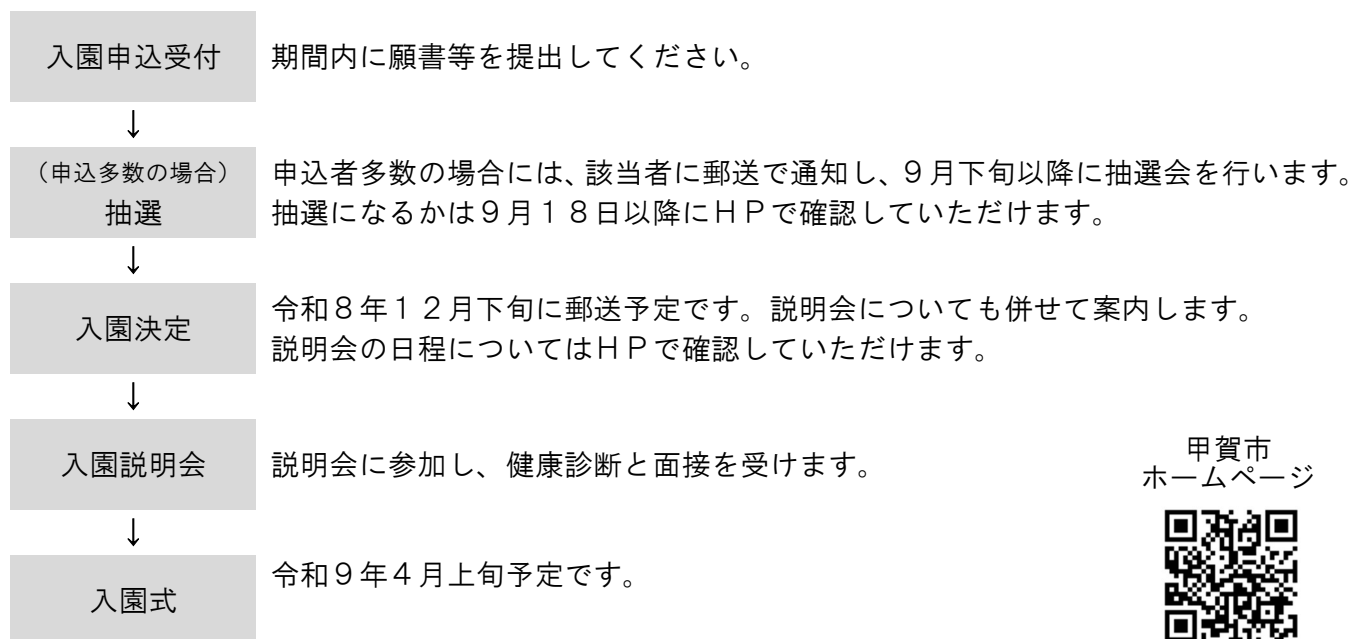
【提出書類】 入園願書、お子様の健康状態、支給認定申請書等を入れた封筒（4を参照）

- 都合により上述の期間に申し込みができない場合は、9月10日（木）及び11日（金）の9：00～16：45に、保育幼稚園課（甲賀市役所2階）または各地域市民センターへ申し込んでください。
- 申込者多数の場合は、抽選で入園者を決定します。抽選は9月下旬以降を予定しています。（抽選該当者には郵送で抽選案内通知をお送りします。）
- 保育園等との併願はできません。

2. クラス年齢（令和9年4月1日現在）

令和 3年（2021年）4月2日	～	令和4年（2022年）4月1日	生まれ	……	5歳児
令和 4年（2022年）4月2日	～	令和5年（2023年）4月1日	生まれ	……	4歳児
令和 5年（2023年）4月2日	～	令和6年（2024年）4月1日	生まれ	……	3歳児

3. 入園申込から入園までの流れ



※ 給食費については令和9年4月上旬に通知します。

甲賀市
ホームページ



4. 子ども・子育て支援新制度における『支給認定』について

入園するためには、市の「1号認定」を受ける必要があります（支給認定といいます）。1号認定については、保護者の就労等の審査は無く、申請により満3歳以上の子どもは認定を受けることができます。認定を受けるにあたり、提出が必要な書類は以下のとおりです。

<提出書類>

- ☐ 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定（現況）申請書
 - ☐ 代表保護者の個人番号（マイナンバー）がわかるもの ※1
 - ☐ 代表保護者の本人確認書類 ※2
- } 提出用封筒に入れ、封をする

※1 いずれか

- 1 個人番号（マイナンバー）カードの写し（裏面）
- 2 通知カードの写し（番号が記載されている面）
- 3 個人番号付きの住民票または住民票記載事項証明書の写し

※2 いずれか

- 1 個人番号（マイナンバー）カードの写し（表面）
- 2 運転免許証の写し、パスポートの写し、在留カードの写し、その他[顔写真付きで官公署または法人（勤務先等）から発行された身分証明書等]から1つ
- 3 1または2がない場合は、健康保険の資格確認書の写し、児童扶養手当証書の写し、その他[官公署または法人（勤務先等）から発行された身分証明書等]から2つ

5. 園での生活・料金について

- 教育時間は、8：30～13：30までです。
- 土曜日・日曜日・祝日は休園します。また、春休み・夏休み・冬休みがあります。
- 給食は、月曜日から金曜日まで実施します。
- 利用者負担額（使用料）は、無償化の対象です。

6. 預かり保育について

- 預かり保育は、次の理由についてのみ実施します。（13：30～16：30）
 - 在園児の兄弟姉妹がいる場合、学校等の参観、乳幼児健診等により、保護者の迎えが教育時間の終了時間を超えるため。
 - 保護者の緊急等やむを得ない事情により、保護者の迎えが教育時間の終了時間を超えるため。（事故・病気・災害等）
- 料金は、教育時間終了後、1時間につき150円です。 ※最長3時間まで（450円）
※ 公立認定こども園の預かり保育は無償化の対象外です。

7. 給食費

- 「主食費（ごはん等）」と「副食費（おかず等）」について実費徴収となります。

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		給食費(月額)	
階 層		主食費	副食費
1	生活保護世帯	300 円	0 円 (免除)
2	市町村民税非課税世帯		
3	市町村民税所得割額 77,101 円未満の世帯		
4	市町村民税所得割額 77,101 円以上の世帯		2,700 円

- ◆ 表の1～3階層の世帯に属する児童は副食費が免除（0円）となります。
- ◆ 小学校3年生以下の兄・姉から数えて3人目以降の児童は副食費が免除（0円）となります。
- ◆ 市町村民税所得割額が77,101円以上97,000円未満の世帯のうち、保護者と生計を一にする入園児の兄・姉（年齢制限なし）が2人以上いる場合、3人目以降の副食費が免除（0円）となります。
- ◆ 階層欄の所得割額は、扶養義務者（父母）の所得割額となります。夫婦共働きの場合（両親ともに収入がある場合）はその合計額とします。父母以外に家計の主宰者（主に生計を維持する者）がいる場合は、主宰者も含めます。

※ 「主食費」の減免制度はありません。

- 給食費の納付

徴収は、8月を除く4月から翌年3月までの毎月（年間11回）となります。

入園決定後に手続きいただいた口座から、毎月末日（土、日、祝日の場合は、その翌営業日）に振り替えます。

（参考）階層を決定する根拠となる税額について [令和9年（2027）年度の場合]

4月 ～ 8月	令和8(2026)年度の市町村民税額により決定[令和7年中の所得による]
9月 ～ 3月	令和9(2027)年度の市町村民税額により決定[令和8年中の所得による]

- ◆ 所得の修正による税額変更や、結婚・離婚などで保護者が変更となる場合は給食費が変わることがありますので、必ず保育幼稚園課までご連絡ください。給食費の変更は判明した翌月からとなります。